

## 入間市商工業振興条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>工場等 製造業（規則で定めるものに限る。）</u>、<u>情報通信業、自然科学研究所及びこれらに関連する事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。</u></p> <p>(5) <u>本社 総務、人事、経理等の管理部門、会社の経営方針を立案する部署、営業を企画及び管理する部門等があり、その企業の中枢の役目を果たすものをいう。</u></p> <p>(6) <u>新設 市内において、工場等又は本社を有しない者が、新たに工場等又は本社を</u> _____ _____ _____ _____ <u>建設することをいう。</u></p> <p>(振興施策)</p> <p>第3条 市長は、<u>工場等又は本社設置事業について、予算の範囲内で助成金を交付できるものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>特定地域 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条の規定により工場立地調査簿に記載された工場適地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に基づく第二種中高層住居専用地域（入間市狭山台一丁目及び二丁目地内に限る。）</u>、<u>工業専用地域、工業地域、準工業地域若しくは市街化調整区域のうち、市長が特に認めた地域をいう。</u></p> <p>(5) <u>工場 製造業（流通加工施設を設置する企業を含む。）</u>、<u>自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びこれに関連する事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。</u></p> <p>(6) <u>新設 市内に工場を有しない</u> _____ <u>者が、新たに工場を特定地域内へ建設すること又は市内に工場を有する者が、新たに既設の工場と異なる業種の工場を特定地域内へ</u> _____ <u>建設することをいう。</u></p> <p>(7) <u>移設 市内に工場を有する者が、当該工場の全部を特定地域内へ移転するため建設することをいう。</u></p> <p>(8) <u>増設 市内に工場を有する者が、同一業種の工場を特定地域内へ建設すること又は特定地域内に存する当該工場の敷地内若しくはこれに隣接して既設の工場を拡充することをいう。</u></p> <p>(振興施策)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げる _____ 事業について、<u>予算の範囲内で助成金を交付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>特定地域の工場設置事業</u></p>

- 2 前項の事業の内容、助成額等は、別表第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税並びに入間市税に滞納がある者は、助成対象としない。

第9条～第17条 略

別表第1 (第3条関係)

助成事業の名称	対象事業	助成額	助成期間
工場等又は本社設置事業	工場等又は本社の新設事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 中小企業者が行う事業であつて、工場等の新設にあつては敷地面積1,000㎡以上かつ延床面積500㎡以上のもの (2) (1)以外の企業が行う事業であつて、次に掲げる要件	工場等又は本社の立地に係る土地(その取得又は賃貸借契約の始期の日から原則3年以内に業務を開始した工場等又は本社の立地に係る土地に限る。)、家屋及び償却資産(リース契約に係るものを除く。)に課せられた前年度の固定資産税相当額に規則で定める助成率を乗じた額とし、1億円を限度とする。	業務開始後最初の固定資産税課税年度の翌年から3年間

(2) 特定地域の工場用地取得事業

- 2 前項に掲げる事業の内容、助成率等は、別表第1のとおりとする。

(跡地利用の協議)

第9条 移設事業の申請者は、工場の移設後における跡地利用について、市長と協議するものとする。

第10条～第18条 略

別表第1 (第3条関係)

助成事業の名称	対象事業	助成率	助成年度等
1 特定地域の工場設置事業	工場の新設事業(製茶業を除く。)。次の各号の一に該当するものとする。 (1) 従業員(常時雇用され給与の支払いを受けた者をいう。)20人以上のもの (2) 自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・サービス業は、従業員(常時雇用され給与の支払いを受けた者をいう。)10人以上のもの (3) 市長が特に認めたもの	総工事費(当該工場のうち製造工程等形成施設(工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・運輸省令第1号)第2条第1号に規定する製造工程等形成施設をいう。)に係る部分に要するものに限る。以下この表においては、従業員(常時雇用され給与の支払いを受けた者をいう。)に5,000万円を減じて得た額に10分の5を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。	翌年度から3年間交付する。

<p>のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 従業員（常時雇用され、給与の支払いを受ける者をいう。）10人以上であること。</p> <p>イ 工場等の新設にあつては敷地面積2,000㎡以上かつ延床面積1,000㎡以上のも、本社の新設にあつては敷地面積500㎡以上かつ延床面積300㎡以上のもの</p> <p>3) 市長が特に認めたもの</p>			<p>2 特定地域の工場用地取得事業</p> <p>工場を新設、移設及び増設するための用地取得事業（製茶業を除く。用地取得後、2年以内に工場を建設したものに限定する。）。</p> <p>ただし、工場を新設するための用地取得事業については、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 従業員（常時雇用され給与の支払いを受けた者をいう。）20人以上のもの</p> <p>(2) 自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は、従業員（常時雇用され給与の支払いを受けた者をいう。）10人以上のもの</p>	<p>工場の移設及び増設事業（製茶業を除く。）</p> <p>用地取得費（取得価格）に5,000万円を減じて得た額に10分の5を乗じて得た額とし、2,000万円を限度とする。</p>	<p>総工事費に3,000万円を減じて得た額に10分の3を乗じて得た額とし、5,000万円を限度とする。</p> <p>（取得価格）に5,000万円を減じて得た額に10分の5を乗じて得た額とし、2,000万円を限度とする。</p>	<p>翌年度から3年間分割交付する。</p> <p>前項と併せて交付する。</p>
---	--	--	--	---	---	---

	(3) 市長が特に 認められたもの	
--	----------------------	--